

# 栃木市農業委員会総会議事録

令和7年2月21日

栃木市農業委員会事務局

# 栃 木 市 農 業 委 員 会 総 会

開催日時 令和7年2月21日（金） 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

## 出席委員

|          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 1 若色 昭松  | 2 高際 英明  | 3 五十畑 節子 | 4 正田 秀雄  |
| 5 長 明美   | 6 小林 真理子 | 7 柴 賢一郎  | 8 平本 勲   |
| 9 渡邊 昭男  | 10 狐塚 正直 | 11 田中 健一 | 12 山崎 幸行 |
| 13 大谷 朗  | 14 泉田 裕美 | 15 川嶋 房代 | 16 川田 久子 |
| 17 荒川 則夫 | 18 石塚 一彦 | 19 大塚 幸八 | 20 佐山 耕基 |
| 21 生澤 良一 |          |          |          |

欠席委員 なし

## 農業委員会事務局職員

|             |        |           |       |
|-------------|--------|-----------|-------|
| 事務局長        | 石川 徳和  | 次長兼農委総務係長 | 高久 完治 |
| 次長補佐兼農地調整係長 | 小松原 雅人 | 主 査       | 田沼 篤  |
| 主 査         | 佐藤 真沙人 |           |       |

## 会議事件

|       |                                                   |
|-------|---------------------------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                              |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について                              |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                              |
| 議案第4号 | 非農地証明願について                                        |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定<br>（利用権の設定）について        |
| 議案第6号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について |
| 報告第1号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について             |
| 報告第2号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について             |
| 報告第3号 | 農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について                     |
| 報告第4号 | 使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について                            |

## 開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和7年2月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

## 議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、18番石塚一彦委員、19番大塚幸八委員をお願いいたします。

## 会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の田沼篤氏と佐藤真沙人氏を指名いたします。

## 議 事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

小松原補佐

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が12件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、経営規模拡大のため、現在借りている農地を含む18筆の農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、木野地町を中心に米・二条大麦を作付しています。申請地でも同様の作物を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、経営規模拡大のため、現在相対で借りている農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、野中町を中心に米・ネギを作付しています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、千葉県八街市・千葉市を中心に椎茸・とうもろこし・白菜・大根等を作付している農地所有適格法人です。申請地でも、とうもろこし、白菜、大根を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、経営規模拡大のため、現在相対で借りている農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、鍋山町を中心にネギ・キャベツ・ジャガイモを作付しています。申請地でも、同様の作物を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、経営規模拡大のため、現在借りている農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、都賀町家中を中心に米・麦・大豆を作付しています。申請地でも、米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、経営規模拡大のため、現在相対で借りている農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、細堀町を中心に米を作付しています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、経営規模拡大のため、遺贈により農地を取得する申請です。

譲受人は、鹿沼市北半田を中心に米を作付しています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、居住地に隣接する農地を贈与により取得する申請です。

申請地では、菊芋・大根・ジャガイモ・ニンジン・ピーマン等を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番・10番については、経営の若返りのため、農地を贈与により取得する申請です。

譲渡人が9番は譲受人の父親、10番は母親となるため別番号となります。

譲受人は、大平町西水代を中心に米・麦を作付しています。申請地でも、米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

11番については、経営規模拡大のため、現在借りている農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、大平町伯仲を中心に米・バレイショ・ナス・ピーマン等を作付しています。申請地でも、同様の野菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

12番については、経営規模拡大のため、現在相対で借りている農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、岩舟町三谷を中心に米・野菜を作付しています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上12件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長  
(大塚委員)

今回の北部調査委員長の19番大塚です。  
今回は私と8番平本委員、18番石塚委員の3名と事務局2名で、19日水曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | <p>いたします。</p> <p>今回北部は、所有権移転の申請が7件ありました。</p> <p>書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>                                                                                        |
| 議 長               | <p>ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                |
| 南部調査委員長<br>(生澤委員) | <p>今回の南部調査委員長の21番生澤です。</p> <p>今回は、私と5番長委員、20番佐山委員の3名と事務局2名で、20日木曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。</p> <p>今回南部は、所有権移転の申請が5件ありました。</p> <p>書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p> |
| 議 長               | <p>ありがとうございました。</p> <p>これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。<br/>(質疑なし)</p>                                                                                                                                                                                             |
| 議 長               | <p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。<br/>(異議なしの声)</p>                                                                                                                                                                               |
| 議 長               | <p>異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>                                                                                                                                                                                                                     |
| 議 長               | <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                 |
| 佐藤主査              | <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>今回は、1件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。</p>                                                                                                                                                                                          |

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | <p>1 番については、農家住宅敷地拡張の転用です。地図は 1 ページです。</p> <p>申請地は、市道からの唯一の進入路として農家住宅敷地として利用されております。この度、自己所有地の調査をしたところ、農地を住宅敷地の一部として利用していることが判明しました。</p> <p>農地の区分は、農地の広がり方が 1 Oha 以上の第 1 種農地ですが、既存施設拡張の例外規定に該当します。</p> <p>なお、農地を住宅敷地として利用してきたことについては、始末書が添付されております。</p> <p>新たな取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p> <p>以上 1 件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。</p> |
| 議 長               | <p>ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 南部調査委員長<br>(生澤委員) | <p>今回南部は、農家住宅敷地拡張の申請が 1 件ありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 長               | <p>ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号 1 番について、2 1 番生澤委員をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 生澤委員              | <p>2 1 番生澤です。</p> <p>1 番の案件ですが、20 日の現地調査以前にも現地を確認しておりますが、特に周辺への影響もないと思われるので、よろしくご審議をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議 長               | <p>ありがとうございました。</p> <p>これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長  | <p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第2号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議 長  | <p>異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議 長  | <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 田沼主査 | <p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>今回は14件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。</p> <p>1番については、一般住宅への転用です。地図は2ページです。</p> <p>事業計画者は、現在各々の実家にて生活しておりますが、結婚を機に生活の安定、通勤の利便性を考え、住宅の建築を計画しました。</p> <p>申請地は小学校も近く、将来の子育ても考慮し建築地として選定しました。</p> <p>農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。</p> <p>取水は上水道、排水は合併処理浄化槽処理後敷地内処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p> <p>2番から5番については、太陽光発電設備への転用です。地図は3から5ページです。</p> <p>事業計画者が同一であるため、一括でご説明いたします。</p> <p>事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。環境保全への貢献や、災害時の安定的な電力供給を図るため、太陽光パネルを設置する計画に至りました。申請地は日陰になるような建築物等がなく、陽当たりが良好であるため、事業地として選定しました。</p> <p>農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。</p> <p>取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p> |

佐藤主査

6番については、一般住宅への転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、現在夫の実家にて夫婦と夫の両親の4人で生活しておりますが、出産に伴い手狭となることから住宅の建築を計画しました。夫の両親の老後のことも考えとともに過ごした実家敷地内を建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、集落に接続するため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は農業集落排水、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、従業員駐車場及び農業用資材置場への転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、大平町においていちごを栽培する農業者です。現在農作業所南側の敷地に従業員が駐車していること、隣接倉庫に農業用資材が保管されていることから、いちごの収集運搬する車両が敷地内で転回することが困難であり、安全性を欠く状況であることから常時転回場として確保できるよう、従業員駐車場と農作業用資材を別の場所に確保すべく計画に至りました。作業の効率性を考え、農作業所の近接地であり、自己所有地である申出地を事業計画地としました。

農地の区分は、農振農用地ではありますが、農用地利用計画において指定された用途であるため、不許可の例外規定に該当します。なお、申請地は用途区分変更がされております。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、一般住宅への転用です。地図は8ページです。

事業計画者は、市内の貸家に夫婦2人で居住しております。今後の生活の場を整えるため、自己の住宅を建築することを計画しました。

夫の実家から近く、住環境の整っていることから、申請地を建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、集落に接続するため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は市道側溝、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、一般住宅敷地拡張の転用です。地図は9ページで

す。

事業計画者は、平成5年頃に住宅を建築しましたが、申請地に砂利を敷き、申請地を住宅敷地の一部として利用しておりました。この度、事業計画者の孫夫婦が隣接地において住宅建築を計画し敷地の調査をしたところ、農地を住宅敷地として利用していることが判明しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地であり、既存敷地の2分の1以内の拡張であることから、不許可の例外規定に該当します。

なお、農地を住宅敷地として利用してきたことについては、始末書が添付されております。

新たな取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10番については、一般住宅への転用です。地図は9ページです。

事業計画者は、隣接地の住宅に祖母と母、弟、妻、子供2人の計7人で居住しておりますが、今後を子供が成長することを考えると、現在の住居では手狭であるため、自己用住宅の建築を計画しました。

申請地は現住所の隣接地であり、通勤距離も従来どおりであり、祖母と母から子育ての援助を受けられることから建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

なお、農地を住宅敷地として利用してきたことについては、始末書が添付されております。

取水は上水道、排水は農業集落排水、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

11番については、一般住宅への転用です。地図は10ページです。

事業計画者は、市内のアパートに子供2人と計3人で居住しておりますが、現在の住居では手狭であるため、自己用住宅の建築を計画しました。

申請地は実家の隣接地であり、現住居から車で約10分の距離にあり、通勤に支障がなく、両親から子育ての援助を受けられることから建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり方が10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は市道側溝、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

12番については、資材置場への転用です。地図は11ページです。

事業計画者は、プラスチック製品の加工などを営む法人です。中国への商品の輸出量が増え、現在の資材置場では手狭になり、従業員駐車場の空いているスペースにプラスチック資材を置いている状態です。そのため、工場隣接地に資材置場を確保する計画しました。

農地の区分は、農地の広がり方が10ha以上の第1種農地ですが、既存施設の拡張であるため、不許可の例外規定に該当いたします。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

13番については、倉庫への転用です。地図は12ページです。

事業計画者は、群馬県伊勢崎市に本社をおき、群馬県内に13拠点、埼玉県に3拠点、福岡県と栃木県に各1拠点の物流倉庫をおき、倉庫業及び倉庫管理業務等を営む法人です。

現存する県内の拠点は今回の計画地に隣接する栃木市内にあり、栃木市を始め周辺市町の企業からの増加する要請に応えるため、倉庫3棟の建築を計画しました。

申請地は国道50号線に隣接し、隣接する岩舟物流センターや近接する館林物流センターと連携することで物流の効率化を図れることから建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり方が10ha以上の第1種農地ですが、国道沿線の区域に設置される流通業務施設であるため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は市有水路、雨水は調整池で調整後市有水路です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

14番は、車両置場への転用です。地図は13ページです。

事業計画者は、泉川町に本社をおき、新車及び中古車の売買、輸出、

輸入の業務を行っております。計画者の業績は好調で、利益は前年比で倍増し、取り扱い量も増えております。

現在本社周辺に約2,500㎡を車両置場として利用しておりますが、輸送に使う大型トレーラーを使う機会も増え、現在の車両置場では手狭であるため、トレーラーでの積み下ろしのできる新しい車両置場を計画しました。

申請地の選定にあたっては、佐野藤岡 IC を使い横浜方面に向かう機会が多いことと、佐野市の自動車検査登録事務所で手続することが多いことから、佐野藤岡 IC 周辺で土地を探していたところ、県道に面していて搬出入がしやすく、本社と佐野藤岡 IC の中間地点にあることから適地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未滿の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上14件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。

なお、13番の案件については面積が4haを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求め、許可相当と回答を受理した後、許可相当の意見書を付して、県農政課へ進達します。

また、14番の案件については面積が30aを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求めます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長  
(大塚委員)

今回北部は、一般住宅が2件、太陽光発電設備が4件、合計6件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願いします。

議 長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

|                   |                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 南部調査委員長<br>(生澤委員) | <p>今回南部は一般住宅が3件、一般住宅敷地拡張が1件、駐車場及び資材置場が1件、資材置場が2件、倉庫が1件、合計8件の申請がありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます</p> |
| 議 長               | <p>ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1番について、11番田中委員お願いします。</p>                                                                                                                                     |
| 田中委員              | <p>11番田中です。</p> <p>1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。問題ないと思われしますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>                                                                                                                      |
| 議 長               | <p>番号2番から5番について、16番川田委員お願いします。</p>                                                                                                                                                                     |
| 川田委員              | <p>16番川田です。</p> <p>2番から5番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われしますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>                                                                                                                |
| 議 長               | <p>番号6番について、15番川嶋委員お願いします。</p>                                                                                                                                                                         |
| 川嶋委員              | <p>15番川嶋です。</p> <p>6番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われしますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>                                                                                                                    |
| 議 長               | <p>番号7番について、21番生澤委員お願いします。</p>                                                                                                                                                                         |
| 生澤委員              | <p>21番生澤です。</p> <p>7番の案件ですが、南部調査委員長の結果報告したとおりであり、特に問題ないと思われしますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>                                                                                                                    |
| 議 長               | <p>番号8番について、17番荒川委員お願いします。</p>                                                                                                                                                                         |
| 荒川委員              | <p>17番荒川です。</p> <p>8番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。</p>                                                                                                                                                  |

|       |                                                                                                                       |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 特に問題ないと思われしますので、ご審議よろしくお願いします。                                                                                        |
| 議 長   | 番号 9 番、10 番について、18 番石塚委員お願いします。                                                                                       |
| 石塚委員  | 18 番石塚です。<br>9 番、10 番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われしますので、ご審議よろしくお願いします。                                       |
| 議 長   | 番号 11 番について、13 番大谷委員お願いします。                                                                                           |
| 大谷委員  | 13 番大谷です<br>11 番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。問題ないと思われしますので、ご審議よろしくお願いします。                                              |
| 議 長   | 番号 12 番について、3 番五十畑職務代理者お願いします。                                                                                        |
| 五十畑職代 | 3 番五十畑です。<br>12 番の案件ですが、資材置場ということで事務局および調査委員長の説明のとおりです。何の問題もないと思われしますので、皆様のご審議よろしくお願いします。                             |
| 議 長   | 番号 13 番について、20 番佐山委員お願いします。                                                                                           |
| 佐山委員  | 20 番佐山です。<br>13 番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われす。<br>ただ、雨水の排水について近年のゲリラ豪雨等であふれることはないのか心配である、という意見もあるので申し上げます。 |
| 佐藤主査  | 大雨等も想定したうえで、水路や調整池を整備し、技術基準を満たした計画となっておりますが、本総会での意見を関係者に共有いたします。                                                      |
| 議 長   | 番号 14 番について、12 番山崎委員お願いします。                                                                                           |
| 山崎委員  | 12 番山崎です。<br>14 番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われす。                                                             |

|      |  |                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |  | 申請地は三杉川に隣接しており、下流では農業用水として取水しています。オイルの流失等がないように関係機関から指導していただきたいと思います。                                                                                                                                                                           |
| 佐藤主査 |  | 事業計画書にも、環境に十分配慮すると記載がありますし、事業者<br>に環境対策を確実にを行うよう伝えてあります。                                                                                                                                                                                        |
| 議 長  |  | ありがとうございました。<br>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。<br>(質疑なし)                                                                                                                                                                                         |
| 議 長  |  | 発言がないようですので、採決いたします。<br>議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ござい<br>ませんか。<br>(異議なしの声)                                                                                                                                                                      |
| 議 長  |  | 異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定<br>いたしました。<br>なお、13番の案件については4haを超え、知事許可案件となり<br>ますので、「県農業会議常設審議委員会」に意見を求め、許可相当の<br>回答を受理した後、許可相当の意見を付して県に進達することとい<br>たします。<br>また、14番の案件については、30aを超えますので、「県農業<br>会議常設審議委員会」に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、<br>許可することといたします。 |
| 議 長  |  | 次に議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。事務局<br>より議案の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                               |
| 田沼主査 |  | 議案書の15ページをご覧ください。<br>今回は、6件の申請がありました。願出人・土地の表示等について<br>は記載のとおりです。<br><br>1番については、地図は14ページです。<br>申請地は1筆で、航空写真等により、平成16年以前から宅地とし<br>て利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧く<br>ださい。<br>(写真説明)                                                              |

|                   |                                                                                                                                                                                                |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | <p>2番については、地図は15ページです。</p> <p>申請地は2筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p>                                                                               |
|                   | <p>3番については、地図は16ページです。</p> <p>申請地は1筆で、航空写真等により、平成15年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p>                                                                               |
|                   | <p>4番5番については、地図は17ページです。</p> <p>関連しますので一括してご説明いたします。</p> <p>申請地はそれぞれ1筆で、航空写真等により、平成6年以前から雑種地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p>                                             |
|                   | <p>6番については、地図は10ページです。</p> <p>申請地は1筆で、航空写真等により、平成16年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p>                                                                               |
|                   | <p>以上6件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われま。ご審議よろしく願いいたします。</p>                                                                                                                                        |
| 議 長               | <p>ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。</p>                                                                                                                                    |
| 北部調査委員長<br>(大塚委員) | <p>今回北部は、5件の申請がありました。</p> <p>20年以上宅地として利用されてきたものが3件、20年以上雑種地として利用されてきたものが2件です。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願いします。</p> |

|                   |                                                                                                                                                                               |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長               | ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。                                                                                                                                                    |
| 南部調査委員長<br>(生澤委員) | <p>今回南部は、1件の申請がありました。</p> <p>20年以上、宅地として利用されてきたことを理由としております。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p> |
| 議 長               | ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番について、4番正田委員お願いします。                                                                                                                            |
| 正田委員              | <p>4番正田です。</p> <p>1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。</p>                                                                                                 |
| 議 長               | 番号2番について、16番川田委員お願いします。                                                                                                                                                       |
| 川田委員              | <p>16番川田です。</p> <p>2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。平成11年以前から宅地として利用されてたところ。問題ないと思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>                                                                     |
| 議 長               | 番号3番から5番について、10番狐塚委員お願いします。                                                                                                                                                   |
| 狐塚委員              | <p>10番狐塚です。</p> <p>3番から5番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。</p>                                                                                            |
| 議 長               | 番号6番について、13番大谷委員お願いします。                                                                                                                                                       |
| 大谷委員              | <p>13番大谷です。</p> <p>6番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いします。</p>                                                                                             |
| 議 長               | ありがとうございました。                                                                                                                                                                  |

|      |   |                                                                                                                                                                                          |
|------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |   | これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。<br>(質疑なし)                                                                                                                                                 |
| 議    | 長 | 発言がないようですので、採決いたします。<br>議案第４号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。<br>(異議なしの声)                                                                                                                   |
| 議    | 長 | 異議なしと認め、議案第４号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。                                                                                                                                                    |
| 議    | 長 | 次に、議案第５号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について」を議題とします。新規、再設定併せて１５４件の利用権の設定であり、事務局の説明は省略します。<br>ここで、議案の中に、新規就農者による利用権設定の案件２件がございますので、地元委員から報告をいただきます。<br>１７ページの番号２番について、１１番田中委員をお願いします。 |
| 田中委員 |   | １１番田中です。<br>２番の借り人ですが、来月より仲仕上町で米と麦を作付け始めます。今月１０日に面接をして、新たに栃木市の農家の仲間になることとなります。皆様のサポートをよろしくお願いします。                                                                                        |
| 議    | 長 | 次に１８ページ２２番から２５番について、１番若色より報告いたします。<br>２２番から２５番の借り人ですが、大塚町でシイタケ栽培をします。今月１０日に面接をして、新たに栃木市の農家の仲間になることとなります。解除条件付の契約となりますが、皆様のサポートをよろしくお願いします。                                               |
| 議    | 長 | これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。                                                                                                                                                          |
| 佐山委員 |   | ２０番佐山です。<br>２２番から２５番の賃料がかなり高いと思うのですが、理由があるのでしょうか。                                                                                                                                        |
| 議    | 長 | 単棟ハウスですが、冷房等施設が完備されており建物として賃料を設定したようです。                                                                                                                                                  |

|   |   |                                                                                                        |
|---|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 | 長 | <p>その他発言のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p>                                                             |
| 議 | 長 | <p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>                  |
| 議 | 長 | <p>異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>                                                            |
| 議 | 長 | <p>次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。事務局の説明は省略します。</p>                |
| 議 | 長 | <p>これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p>                                                   |
| 議 | 長 | <p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>                  |
| 議 | 長 | <p>異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>                                                           |
| 議 | 長 | <p>次に日程第4報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号から、報告第4号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。</p>                                  |
| 議 | 長 | <p>報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p>                                                        |
| 議 | 長 | <p>発言がないようですので、報告事項を終わります。</p> <p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。</p> <p>（質疑なし）</p> |
| 議 | 長 | <p>発言がないようですので、以上をもちまして、令和7年2月栃木</p>                                                                   |

市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後3時51分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

農業委員会長 \_\_\_\_\_ (若 色)

署 名 委 員 \_\_\_\_\_ (石 塚)

署 名 委 員 \_\_\_\_\_ (大 塚)